

宇都宮市エコショップ等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「発生抑制，再使用，再生利用」(以下、「3R」と略す。)の推進や食品ロス削減，プラスチックごみ削減に積極的に取り組む小売店舗，飲食店及びホテル内レストラン等を，第2条に掲げる「宇都宮市エコショップ」「宇都宮市エコレストラン」として認定し，その利用を広く市民にPRすることにより，市民，小売店舗，飲食店及びホテル内レストラン等におけるごみの減量化・資源化の一層の推進を図ることを目的とする。

(認定の種別)

第2条 本制度においては，次の二区分により認定を行う。

- (1) 宇都宮市エコショップ認定店(小売店舗)
- (2) 宇都宮市エコレストラン認定店(飲食店及びホテル内レストラン等)

2 前項の各区分において特に3Rの推進や食品ロス削減，プラスチックごみ削減に積極的に取り組む認定店については，優良店として認定する。

(認定対象店舗)

第3条 エコショップの認定を受けることができる小売店舗は，次の各号に掲げる店舗とする。

- (1) スーパーマーケット
- (2) その他小売店舗

2 エコレストランの認定を受けることができる店舗は，次の各号に掲げる店舗とする。

- (1) 飲食店
- (2) ホテル内レストラン等

(認定要件)

第4条 エコショップの認定要件は，別表1の認定項目CかDのどちらかを満たし，かつ，認定項目に掲げる各認定項目のうち計2項目以上を満たすこととする。なお，認定項目A～Dまでの認定要件については，別紙1に掲げる，認定項目ごとの具体的な取組内容のうち，いずれか1つ以上を実施していれば，当該認定項目を満たしているものとする。認定店のうち，認定項目A～Dまで全ての項目を満たす店舗はエコショップ優良店として認定する。ただし，食品を取扱わない店舗については，C項目を除くことができる。

2 エコレストランの認定要件は，別表2の認定項目CかDのどちらかを満たし，かつ，認定項目に掲げる各認定項目のうち計2項目以上を満たすこととする。なお，認定項目A～Dまでの認定要件については，別紙2に掲げる，認定項目ごとの具体的な取組内容のうち，いずれか1つ以上を実施していれば，当該認定項目を満たしているものとする。認定店のうち，認定項目A～

Dまで全ての項目を満たす店舗はエコレストラン優良店として認定する。

(認定申請)

第5条 エコショップ、エコレストランの認定を受けようとする者は、市長に認定(更新)申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(認定の決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、書類審査及び現地調査により、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、その旨を当該申請者へ通知するものとする。ただし、認定の更新においては、現地調査によらず、書類審査をもって認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、認定店に対し、認定書(様式第2号)及び認定店シールを交付するものとする。

3 認定店の認定期限は、申請日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(変更・更新)

第7条 認定店は、第5条による申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。なお、認定内容の変更については、書類審査及び現地調査により確認するものとする。

2 認定店は、認定を継続しようとする場合には、再度、認定(更新)申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 前項の申請によって、申請内容の変更が確認された場合は、前条第1項ただし書の規定にかかわらず、必要に応じて現地調査により確認を行うものとする。

(認定店の役割)

第8条 認定店は、3Rの推進や食品ロス削減、プラスチックごみ削減に関し、市の施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を実施し、利用者に対して、3Rの推進や食品ロス削減、プラスチックごみ削減の推進役を努めるものとする。

(1) 認定店シールの掲示

(2) その他必要な事項に対する協力

(市の役割)

第9条 市長は、3Rの推進や食品ロス削減、プラスチックごみ削減の推進役である認定店の活動状況を積極的にPRするものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、その認定要件となった取組を実施していない認定店に対し、取組の実施を求めることができる。

2 市長は、前項の求めに応じない認定店に対して、認定の取消しをすることができる。

(辞退届)

第11条 認定を辞退しようとする認定店は、辞退届出書(様式第4号)に認定書(様式第2号)及び認定店シールを添えて、市長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年11月4日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日付け一部改正に係る経過措置)

- 2 この要綱による改正後の宇都宮市エコショップ等認定制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に認定申請のあった店舗について適用し、同日前に認定申請を行った店舗については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宇都宮市エコショップ等認定制度実施要綱の規定によりされているエコショップ等認定制度実施要綱の規定によりされた認定とみなす。